

| | | | |
|----------------|----|----|----|
| 務 | 00 | 01 | 5年 |
| (令和10年3月末まで保存) | | | |

備 二 第 1 1 8 号
(警務、総推、生企、刑企、交企、備一)
令和 4 年 1 0 月 7 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

青森県警察災害対策検討委員会の設置について

青森県では、内閣府による岩手県沖から北海道日高地方の沖合の日本海溝沿いの領域を震源とする巨大地震想定公表を受け、県内の津波浸水想定図を全面改定したものであるが、この改定に伴い、青森県警察本部庁舎（以下「警察本部庁舎」という。）が浸水域に含まれるとの想定が示された。

警察本部庁舎が被災した際の対策については、これまで代替施設の指定など主管課を中心に推進してきたところであるが、津波浸水時における警察本部庁舎の指揮機能維持に向けた対策は、部門横断的な検討が必要不可欠であり、今後、実効性のある対策を推進していくため、別添のとおり「青森県警察災害対策検討委員会設置・運営要綱」を定め、「青森県警察災害対策検討委員会」を設置することとしたので、各位にあっては必要な体制を確立し、諸対策を積極的に推進されたい。

また、各警察署に対しても検討状況を情報共有することから、各警察署における被災対策の参考とするとともに、今後、予想される災害への備えを怠ることなく、災害対策に万全を期されたい。

(本件担当)

警備第二課災害対策室 (5752～5755)

青森県警察災害対策検討委員会設置・運営要綱

1 設置

青森県警察本部に、青森県警察災害対策検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 任務

委員会は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴う最大クラスの津波被害が発生した場合を想定し、青森県警察本部庁舎の浸水対策、指揮機能の維持、代替施設への移転等、警察機能の維持に向けた対応及び課題について、幅広く検討することを任務とする。

3 構成及び運営

- (1) 委員会は、委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

| | |
|-----|--------|
| 委員長 | 本部長 |
| 委員 | 警務部長 |
| | 総務室長 |
| | 生活安全部長 |
| | 刑事部長 |
| | 交通部長 |
| | 警備部長 |
| | 情報通信部長 |
| | 首席監察官 |
| | 警察学校長 |

- (2) 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、会議を主宰する。
- (3) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。
- (4) 委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

4 災害対策検討プロジェクトチームの設置

- (1) 委員会の下に、災害対策検討プロジェクトチーム（以下「PT」という。）を置き、次のとおり編成する。

| 各部室 P T | チームリーダー | 構成所属 |
|---------|--------------------|---|
| 実施 P T | 警備部管理官 | 警備第一課、警備第二課、外事課、機動隊 |
| 警務 P T | 警務部理事官 | 総務課、広報課、警務課、教養課、会計課、施設課、留置管理課、監察課、警察学校 |
| 総務 P T | 総務室管理官 | 総務事務推進課、厚生課、情報管理課 |
| 生安 P T | 生安部管理官 | 生活安全企画課、人身安全対策課、地域課、通信指令課、生活保安課、サイバー犯罪対策課 |
| 刑事 P T | 刑事部管理官 | 刑事企画課、捜査第一課、捜査第二課、捜査支援分析課、鑑識課、科学捜査研究所、機動捜査隊 |
| 交通 P T | 交通部管理官 | 交通企画課、交通規制課、交通指導課、運転免許課、交通機動隊、高速道路交通警察隊 |
| 通信 P T | 情報通信部 通信庶務課課長補佐 | 通信庶務課、機動通信課、通信施設課、情報技術解析課 |

- (3) 各部室 P T は、それぞれ委員会から指示された検討課題等について検討し、委員会に検討結果を報告することを任務とする。
- (4) チームリーダーは、必要に応じて自らが担当する各部室 P T を招集し、会議を主宰する。
- (5) P T は、必要に応じて、チームリーダーによる統括会議を開催するものとする。

5 災害対策検討連絡会の設置

- (1) P T の下に、次のとおり、各部室の連絡調整を担う災害対策検討連絡会（以下「連絡会」という。）を置く。

| 部・室 | 会 員 |
|-------|---------------------|
| 警務部 | 警務課企画補佐、施設課営繕係補佐 |
| 総務室 | 総務室企画補佐 |
| 生活安全部 | 生活安全部企画補佐 |
| 刑事部 | 刑事部企画補佐 |
| 交通部 | 交通部企画補佐 |
| 警備部 | 警備部企画補佐、警備第二課災害対策補佐 |
| 情報通信部 | 情報通信部機動通信専門官 |

- (2) 会員は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対し、連絡会への出席を求

めることができる。

(3) 警備第二課災害対策補佐は、必要に応じて連絡会を招集し、会議を主宰する。

6 庶務

委員会、P T及び連絡会の庶務（各部室P Tに関する事務を除く。）は、警備第二課において処理する。

7 施行日

この要綱は、令和4年10月12日から施行する。